

大正大学任期制教員規程

平成 17 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 9 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 6 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日

平成 29 年 12 月 5 日 平成 31 年 4 月 1 日

令和元年 7 月 1 日 令和 2 年 9 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

令和 5 年 6 月 1 日

第 1 条 この規程は、本学における教育課程の運用，教育・研究の向上と活性化及び特色ある授業，学生指導を展開するために採用する，大正大学教員任免規程第 2 条第 3 号に定める専任教員Ⅲとしての任期制教授，任期制准教授及び任期制専任講師（総称して以下「任期制教員」という。）について必要な事項を定める。

（資格・審査）

第 2 条 任期制教員の資格は，教授，准教授，専任講師とし，その審査は，別に定める「大正大学教員選考規程」による。

（任用）

第 3 条 任期制教員の任用は，次の各号のいずれかに該当する者を代議員会の議を経て，理事長が嘱任する。

- (1) 社会人としての業績を有し，実務活動において社会的評価を受け，優れた業績があると認められる者
- (2) 本学における教育・研究に貢献すると認められる者
- (3) 日常的，継続的な学生への教育・研究指導に特に力を発揮すると認められる者
- (4) 専任教員欠員に伴う領域を臨時的に補完できる者
- (5) 本学が必要と考える新たな社会的課題に関する領域を一定期間教授できる者
- (6) 教員選考応募者のうち，一定の教育経験及び研究業績を満たし，将来が嘱望されるが，より教育経験及び研究業績が望まれる者
- (7) 本学における教育・研究の向上と活性化及び特色ある授業，学生指導を展開するために採用する者

（任用枠）

第 4 条 任期制教員の任用は，必要に応じて行うこととする。

2 前条第 1 号から第 3 号に規定する任期制教員の任用枠は，各年度 10 名以内とする。ただし，これを超える場合は，常務理事会の承認を得るものとする。

（任用期間）

第5条 任期制教員の任用期間は、原則として1期1年とする。更新については第3条の各号の種別により別表のとおりとする。

(職務・勤務条件)

第6条 任期制教員の職務は、授業、研究、学生指導及び教育運営のための事務的業務とする。

2 第3条第1号から第3号及び第7号に規定する任期制教員の勤務条件は、週3日以上とし、責任授業時間は、労働条件通知書に記載の条件とする。

3 第3条第4号から第6号に規定する任期制教員の勤務条件は、週4日以上とし、責任授業回数は、週5回(10時間)とする。

4 前項の授業担当日数は、週3日以上とする。

5 第3条第1号から第7号に規定する任期制教員は、裁量労働制を適用する。ただし、裁量労働制を適用することが適当でないと本学が認める場合は、労働条件通知書に記載の条件とする。

6 任期制教員は、本学以外に本務をもたないものとする。

7 任期制教員の任用に際し労働条件通知書を交付する。

8 任期制教員が労働条件通知書に明記された内容にて任用された場合において、その内容がこの規程に抵触する場合には、労働基準法に違反しない限り、当該任期制教員へ交付した労働条件通知書の内容を優先して適用するものとする。

(出勤及び退勤の手続き)

第7条 出勤したとき及び最後に退勤したときに、IDカードを勤怠管理システム端末のカードリーダーに托として出退勤時刻を明示するものとする。

(休憩時間)

第8条 勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与える。ただし、連続して休憩時間を取得することができない場合は、分割して取得することを妨げない。

(休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日(ただし、本学が指定する日を除く)
- (2) 国民の祝日及び休日(ただし、本学が指定する日を除く)
- (3) 年末・年始(学事日程に準ずる)
- (4) その他、本学の定めた日

2 週は、月曜日に始まり日曜日までとする。

3 法定休日は、第1項第1号とする。ただし、大正大学専任教員の勤務等に関する規程第5条第8項により法定休日を振り替えたときは、当該休日勤務日の属する週において他に休日(大正大学専任教員の勤務等に関する規程第5条第8項により振り替えられた休日は含まない。)がある場合を除き、当該休日勤務日の前日を法定休日とする。

(休暇・休業等)

第 10 条 任期制教員の育児・介護休業，子の看護休暇，介護休暇，育児・介護のための所定外労働の制限，育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等については，大正大学育児・介護休業規程の定めるところによる。ただし，適用期間は労働条件通知書に定める雇用期間内を限度とする。

2 前項に定める休暇・休業の適用期間内の給与は無給とする。

3 任期制教員については，労働基準法により付与が義務付けられている労働日の年次有給休暇を与える。ただし，業務の都合上やむを得ない場合は，任期制教員の請求があった時季を変更することがある。

4 本条に定める休暇・休業を取る場合は，あらかじめ本学に届け出るものとする。

(権能)

第 11 条 任期制教員は，教授会の構成員となる。

2 任期制教員は，原則として各種委員会等の委員の職務を免除する。ただし，本学と本人が個別に合意した場合は，当該合意によるものとし，委員に命じる場合がある。

(給与)

第 12 条 第 3 条第 1 号から第 6 号に規定する任期制教員の給与については，「大正大学給与規程」による。

2 第 3 条第 7 号に規定する任期制教員の給与は，大正大学給与規程別表 13 を適用する。

(諸手当)

第 13 条 任期制教員の諸手当は，「大正大学給与規程」による。

(研究費)

第 14 条 任期制教員の研究費は，「大正大学教員個人研究費規程」による。

(社会保険)

第 15 条 任期制教員については，日本私立学校振興・共済事業団の加入者となる。

(退職)

第 16 条 任期制教員は，第 5 条に基づき，原則として以下の各号のいずれかに該当するときに退職する。

(1) 任用期間が満了したとき退職する。

(2) 満 65 歳に達した場合には，当該年度末日に退職する。ただし，教員の人事計画及び教育課程の編成上，満 65 歳を超えて更新する必要性が生じたときは，特例として年度ごとに常務理事会の承認を得るものとする。この場合，原則として満 70 歳を超えての更新は行わない。

2 任期制教員には，退職金を支給しない。

(管掌)

第 17 条 この規程の事務管掌は，経営マネジメント本部人事課とする。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年 3 月 31 日に在職する任期制教員については従前の定めによる。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

2 大正大学特命教員規程（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 号に規定する特命教員
A から移行した任期制教員の退職については、従前の定めによる。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表

種別	契約更新
第3条第1号から第3号	本学が必要と認めた場合，更新することができる。
第3条第4号	原則，更新は行わない。
第3条第5号	更新3回を上限とする。
第3条第6号	更新4回を上限とする。
第3条第7号	更新4回を上限とする。ただし，大正大学教員任免規程第2条第1号に定める助教の期間は，通算する。